

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（M）

1. <アドミッション・ポリシーが不明確>

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、入学者選抜方法を踏まえると、アドミッション・ポリシーが抽象的な内容に留まっているため、学力の程度など入学者に求める能力が明らかになるよう改めること。（是正事項）・・・・・・・・

2. <入学者選抜方法が不明確>

筆記試験として課す「専門科目」がどういった内容であるか具体的に説明して、アドミッション・ポリシーをどのように確認するのか明らかにすること。（是正事項）

3. <学部開設2年次に研究科を設置する理由が不明確>

学部開設2年次に研究科を設置する理由として様々な説明はあるものの、本研究科が大学院設置基準14条を適用することも踏まえると、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となるか疑義がある。具体的にどういった学びの機会が提供されるのか明らかにすること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・

4. <単位の設定方法が不明確>

「課題研究」について、「特定の課題についての研究の成果」の審査基準に対して2単位で到達できるか疑義があるため、「課題研究」を2単位とした考え方を説明するか、単位数を改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・

5. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・

6. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、今後の採用計画など教員組織編制の将来構想の明確化が望まれるので、対応方針について回答すること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

1. <アドミッション・ポリシーが不明確>

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、入学者選抜方法を踏まえると、アドミッション・ポリシーが抽象的な内容に留まっているため、学力の程度など入学者に求める能力が明らかになるよう改めること。

(対応)

アドミッション・ポリシーに、具体的な能力を明瞭にするために次のとおり変更する。

- ① 「看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人」と改める。
- ③ には、「論理的思考のできる人」と追記した。
- ②及び④については、看護の質向上を目指し、生涯学び続けるという同様の方向性をもっており、それらを具体的に実現できる人を求めることから、④に「それを実現できる人」と追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (29ページ)

新	旧
<p>ケ 入学者選抜の概要 1. 学生受け入れの方針</p> <p>本研究科における育成する人材、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、受け入れる入学者に求める能力を、アドミッション・ポリシーとして次のように定める。</p> <p>【博士前期課程】</p> <ol style="list-style-type: none">① <u>看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人</u>② 看護専門職としての自覚と誇りを持ち、看護の質向上を目指せる人③ 看護学の教育者・研究者への強い動機を有し、<u>論理的思考のできる人</u>④ 看護専門職者として、生涯学習への強い動機を有し、<u>それを実現できる人</u>	<p>ケ 入学者選抜の概要 1. 学生受け入れの方針</p> <p>本研究科における育成する人材、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、受け入れる入学者に求める能力を、アドミッション・ポリシーとして次のように定める。</p> <p>【博士前期課程】</p> <ol style="list-style-type: none">① <u>看護実践に深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人</u>② 看護専門職としての自覚と誇りを持ち、看護の質向上を目指せる人③ 看護学の教育者・研究者への強い動機付けを有する人④ 看護専門職者として、生涯学習への強い動機を有する人

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

2. <入学者選抜方法が不明確>

筆記試験として課す「専門科目」がどういった内容であるか具体的に説明して、アドミッション・ポリシーをどのように確認するのか明らかにすること。

(対応)

「専門科目」の表記を、具体的な内容が明示できるように「専門科目（看護師国家試験レベルの看護に関する総合問題）」と改める。また、アドミッション・ポリシーの変更に伴い、入学者選抜方法に、新たに小論文を設ける。アドミッション・ポリシーを確認する方法については、次のとおりである。

「専門科目（看護師国家試験レベルの看護に関する総合問題）」では、アドミッション・ポリシー①「看護学の基礎的能力を有し、深い洞察力を持ち、自らの看護観を表現できる人」であげられている看護学の基礎的能力を確認する。

小論文では、専攻する看護領域の看護に関する1～2問の設問に対する論述によりアドミッション・ポリシー③「論理的思考のできる人」を確認する。

なお、アドミッション・ポリシー②及び④は、出願書類及び面接試験において確認する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (31ページ)

新	旧
<p>ケ 入学者選抜の概要 3. 選抜の方法及び募集定員</p> <p>【博士前期課程】 博士前期課程の入学者選抜は、筆記試験、面接試験及び出願書類審査により、アドミッション・ポリシーに基づいて総合的に評価する。</p> <p>一般選抜の筆記試験は、外国語（英語）と<u>専門科目（看護師国家試験レベルの看護に関する総合問題）、小論文</u>とし、面接試験及び出願書類で学修意欲、適性及び研究計画等について確認して可否を判断する。なお、社会人選抜の筆記試験は、<u>小論文のみとする。小論文は、専攻する看護領域の看護に関する1～2問の設問に対する論述を求める。</u></p>	<p>ケ 入学者選抜の概要 3. 選抜の方法及び募集定員</p> <p>【博士前期課程】 博士前期課程の入学者選抜は、筆記試験、面接試験及び出願書類審査により、アドミッション・ポリシーに基づいて総合的に評価する。</p> <p>一般選抜の筆記試験は、外国語（英語）と<u>専門科目</u>とし、面接試験及び出願書類で学修意欲、適性及び研究計画等について確認して可否を判断する。なお、社会人選抜の筆記試験は、<u>専門科目のみとする。</u></p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

3. <学部開設2年次に研究科を設置する理由が不明確>

学部開設2年次に研究科を設置する理由として様々な説明はあるものの、本研究科が大学院設置基準14条を適用することも踏まえると、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となるか疑義がある。具体的にどういった学びの機会が提供されるのか明らかにすること。

(対応)

本研究科は、大学院設置基準14条を適用していることから、大学院生の授業は前期・後期課程とも夜間・土曜に実施することが多くなるが、大学院生は授業のみの参加だけでなく、学部生が学んでいる昼間においても、授業準備や研究のための文献検索やデータ整理等で同キャンパスに滞在しているため、学部生と大学院生が接触・交流する機会があり、そういった機会を双方の学びにつなげる。

具体的な学びの機会として、「ティーチングアシスタント(TA)制度」や「現職看護師としての学部授業のゲストスピーカー」「現職看護師である大学院生による相談コーナー(月1回・昼休み)」などを設け、実施する。

これらの「TA制度」「ゲストスピーカー」「相談コーナー」を実施することにより、学部生にとっては、大学院生と同じキャンパス内の図書館、食堂やフリースペースなどで、身近に接触・交流することができ、自己の将来像をより具体的に描くことや、長期の具体的な自己将来計画が立て易くなる。

また、大学院生にとっては、学部生との日常の接触・交流によって、リーダーシップの取り方や教育者としての教育内容と展開方法を学び、学生への教育的なかわり方を身近に学修できる機会が与えられ、成長への動機づけとともに、自己成長を促しやすい環境条件が与えられる。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (5ページ)

新	旧
ア 設置の趣旨及び必要性 4. 学部開設2年次に大学院博士前期課程・後期課程を同時に設置する理由 (略)	ア 設置の趣旨及び必要性 4. 学部開設2年次に大学院博士前期課程・後期課程を同時に設置する理由 (略)
第四に、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。すなわち、学部生にとっての意味は前述したが、大学院生にとっても、同じキャンパス内で学部生と関わることは、臨床現場とは異なる大学という場において、現代における若者の思考や特性を知る機会を	第四に、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。すなわち、学部生にとっての意味は前述したが、大学院生にとっても、同じキャンパス内で学部生と関わることは、臨床現場とは異なる大学という場において、現代における若者の思考や特性を知る機会を

<p>得ることである。同時に、大学院生が看護基礎教育の現実を体験的に知る機会ともなり、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。<u>具体的には、「ティーチングアシスタント（TA）制度」や「現職看護師としての学部授業のゲストスピーカー」「現職看護師である大学院生による相談コーナー（月1回・昼休み）」などを設け、実施する。</u></p>	<p>得ることである。同時に、大学院生が看護基礎教育の現実を体験的に知る機会ともなり、学部生・大学院生双方にとって学びの機会となる。</p>
---	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

<p>4. <単位の設定方法が不明確></p> <p>「課題研究」について、「特定の課題についての研究の成果」の審査基準に対して2単位で到達できるか疑義があるため、「課題研究」を2単位とした考え方を説明するか、単位数を改めること。</p>

(対応)

本学では、特定の課題についての研究成果の審査基準は、「修士論文の審査に準じる」としており、専門領域の看護実践の質向上につながる研究を求めている。そのため、「課題研究」の学修成果の到達を考慮して、2単位から4単位に変更する。

(新旧対照表) 教育課程等の概要、シラバス

新	旧
(単位数)	(単位数)
精神看護学課題研究 <u>4</u> 単位	精神看護学課題研究 <u>2</u> 単位
老年看護学課題研究 <u>4</u> 単位	老年看護学課題研究 <u>2</u> 単位
災害看護学課題研究 <u>4</u> 単位	災害看護学課題研究 <u>2</u> 単位

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (23ページ)

新	旧
<p>5. 修了要件</p> <p>1) 博士前期課程</p> <p>博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、社会人で長期履修制度を希望する学生の修業年限は3年とする。</p> <p><研究者コース></p> <p>(略)</p> <p><専門看護師コース(精神看護学・老年看護学・災害看護学)></p> <p>博士前期課程を修了するためには、本課程に2年以上在学し、共通科目から14単位以上(必修6単位を含み専門看護師コース必修科目のフィジカルアセスメント、最新病態生理学、臨床薬理学の6単位、及び看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論から2単位以上選択)を修得するととも</p>	<p>5. 修了要件</p> <p>1) 博士前期課程</p> <p>博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、社会人で長期履修制度を希望する学生の修業年限は3年とする。</p> <p><研究者コース></p> <p>(略)</p> <p><専門看護師コース(精神看護学・老年看護学・災害看護学)></p> <p>博士前期課程を修了するためには、本課程に2年以上在学し、共通科目から14単位以上(必修6単位を含み専門看護師コース必修科目のフィジカルアセスメント、最新病態生理学、臨床薬理学の6単位、及び看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論、看護政策論から2単位以上選択)を修得するととも</p>

<p>に、専門科目から専門看護師コースが設置されている3つの領域（精神看護学・老年看護学・災害看護学）のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の中から「課題研究」を含み<u>28</u>単位以上の合計<u>42</u>単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>なお、特定の課題についての研究の成果の審査等は、修士論文の審査に準じることとする。</p>	<p>に、専門科目から専門看護師コースが設置されている3つの領域（精神看護学・老年看護学・災害看護学）のうち一つの領域を主たる領域として当該領域の中から「課題研究」を含み<u>26</u>単位以上の合計<u>40</u>単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p>なお、特定の課題についての研究の成果の審査等は、修士論文の審査に準じることとする。</p>
---	---

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

5. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】

(対応)

基礎となる看護学部は、就任予定専任教員 31 名のうち、開設年度（令和元年度）に、26 名、開設 2 年目（令和 2 年度）に 3 名の計 29 名が本学へ着任することとしており、完成年度を迎えて負担が集中しないように、先行して看護学部の各委員会業務、実習先との調整や事務業務などに取り組んでいる。

また、看護学研究科の設置にあたっては、大学院準備委員会を設置し、着任している各教員が連携して研究科設置および授業運営の準備を進めている。看護学部と看護学研究科の完成年度に向けて、教員の負担が過度とならないよう、学部のみを担当教員と研究科の研究指導を担当する教員など、それぞれの教員の業務量を鑑み、業務が偏らないように役割分担を図る。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

6. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、今後の採用計画など教員組織編製の将来構想の明確化が望まれるので、対応方針について回答すること。

(対応)

- (1) 教育研究の継続性を踏まえて、修士の学位を取得した 40 歳代以上の准教授や講師が教育実績や研究業績を積み上げた上で、文部科学省 AC 教員審査を経て、博士前期課程の担当教員として配置していくことを目指している。

教育実績を積み上げる具体的な方法として、科目の担当について、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と、秀でた実務経験を有する若手教員（専門看護師資格保有者を含む）によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当することで経験を積むよう配慮している。

また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。

- (2) 看護学研究科の完成年度以降に退職となる教員が出てくるが、上述(1)の対応をするとともに、次の方策も講じる。

- ①退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。
- ②特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (15～16 ページ)

新	旧
<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>2. 博士前期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士前期課程においては、研究や教育に資する基礎的な能力を養うことと、高度実践能力を養成するために、専任教員 24 名、兼任教員 2 名、兼任教員 12 名から構成している。</p> <p>専任教員の科目配置については、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と、秀でた実務経験を有する若手教員（専門看護師資格保有者を含む）によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当するように配慮している。それは、若手教員がベテラン教員から教育方法を学ぶことにより、後継者養成につなげられるよう考慮したものである。</p>	<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>2. 博士前期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士前期課程においては、研究や教育に資する基礎的な能力を養うことと、高度実践能力を養成するために、専任教員 24 名、兼任教員 2 名、兼任教員 12 名から構成している。</p> <p>専任教員の科目配置については、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と、秀でた実務経験を有する若手教員（専門看護師資格保有者を含む）によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当するように配慮している。それは、若手教員がベテラン教員から教育方法を学ぶことにより、後継者養成につなげられるよう考慮したものである。</p>

<p><u>また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。</u></p> <p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士前期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、30代1名(准教授)、40代4名(教授1、准教授2、講師1)、50代10名(教授5、准教授3、講師2)、60代以上9名(教授8、准教授1)で構成している。</p> <p>本学の専任教職員就業規則(資料6)では教育職員は、満65歳が定年と定められていることから、完成年度までに定年を超える教員は、9名となる。そのため、博士前期課程の教育・研究指導に支障がないよう、教育職員の定年の特例を設け学年進行が修了するまでの間、任用することとしている(資料7)。</p> <p>この在任期間内に、若手教員の育成ができるよう前述のように科目担当を配慮し、准教授・講師の研究を促し研究実績の蓄積を進めるとともに、昇格に足る資質・能力の醸成を図る。</p> <p><u>また、同時に退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。</u></p> <p><u>特に必要な看護分野・領域については、65歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。</u></p>	<p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士前期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、30代1名(准教授)、40代4名(教授1、准教授2、講師1)、50代10名(教授5、准教授3、講師2)、60代以上9名(教授8、准教授1)で構成している。</p> <p>本学の専任教職員就業規則(資料6)では教育職員は、満65歳が定年と定められていることから、完成年度までに定年を超える教員は、9名となる。そのため、博士前期課程の教育・研究指導に支障がないよう、教育職員の定年の特例を設け学年進行が修了するまでの間、任用することとしている(資料7)。</p> <p>この在任期間内に、若手教員の育成ができるよう前述のように科目担当を配慮し、准教授・講師の研究を促し研究実績の蓄積を進めるとともに、昇格に足る資質・能力の醸成を図る。</p> <p><u>完成年度後に退職となる教員の後任については、必要な分野に基づき、適任者を補充し、常に教員組織の継続性に配慮する。</u></p>
--	---

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確>

学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。

- （1）審査基準において、論文に関連した研究内容が査読制度の確立した学術雑誌への掲載が決定していることを定めるなど、研究成果の客観性を担保するため、学位審査の申請要件を明らかにすること。（是正事項）・・・・・・・・
- （2）学位論文指導における2年次の6月の概要にある「学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導」について、その後の学位論文指導における取扱いが不明確であるため明らかにすること。（是正事項）・・・・・・・・
- （3）ディプロマ・ポリシーに掲げる「研究結果を国内外に向けて発信できる力」を踏まえると、承認を得た博士論文の発表や公表を国内の学会や雑誌に限定する必要はないのではないかと考えるが、その趣旨を明らかにすること。（是正事項）・・・

2. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】
（改善事項）・・・・・・・・

3. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。（改善事項）・・・

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

<p>1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確></p> <p>学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。</p> <p>(1) 審査基準において、論文に関連した研究内容が査読制度の確立した学術雑誌への掲載が決定していることを定めるなど、研究成果の客観性を担保するため、学位審査の申請要件を明らかにすること。</p>

(対応)

研究成果の客観性を担保するために、5. 博士後期課程 (1) 学位審査の実施 の項の前に (1) 学位審査の要件 の項を設け、学術会議での発表、および学術誌への投稿について、下記のように明瞭に表現した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (25ページ)

新	旧
<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>5. 修了要件</p> <p>2) 博士後期課程</p> <p><u>(1) 学位審査の要件</u></p> <p><u>博士学位論文の審査を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならない。</u></p> <p>① <u>博士論文に関係した内容を、日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会あるいは国際学会の学術集会で1回以上発表していること。</u></p> <p>② <u>博士論文に関係した内容を、査読付き学術専門誌にファーストオーサーとして1編以上、掲載または受理されていること。</u></p> <p><u>(2) 学位審査の実施</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 博士論文の審査基準</u></p> <p>(略)</p>	<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>5. 修了要件</p> <p>2) 博士後期課程</p> <p><u>(1) 学位審査の実施</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 博士論文の審査基準</u></p> <p>(略)</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

<p>1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確></p> <p>学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。</p> <p>(2) 学位論文指導における2年次の6月の概要にある「学会発表及び学術誌への投稿に向けた指導」について、その後の学位論文指導における取扱いが不明確であるため明らかにすること。</p>

(対応)

添付資料 12-3 のスケジュール表に、2年次12月～3月に「国内外の学会発表および学術誌への投稿」「学生は研究指導教員の指導の下で国内外の学術集会での発表、および学術誌へ投稿する。」を追記した。また、その旨を、「3. 研究指導」に追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (22ページ)

新	旧
<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3. 研究指導</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>(略)</p> <p>全体指導としては、研究中間発表会を実施し(2年次6月)、研究指導教員を中心とした複数の教員からフィードバックが得られる機会を設ける。<u>また、研究指導教員は、論文作成を指導するとともに、国内外の学会発表や学術誌への投稿に向けた指導をし、2年次以内に、発表・投稿を目指すよう指導する。</u></p> <p>3年次には、研究指導教員は引き続き、学生にデータ収集・分析に係る学術的・技術的支援を個別に提供する。また研究指導教員は学生に、博士論文作成及び公聴会(3年次9月)に向けた支援に加え、投稿論文作成などの研究成果の公表に関わる支援も提供する。研究指導教員は、学生が公聴会の指導・助言を受けて、3年次12月に論文の完成を目指すよう支援する。</p>	<p>カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>3. 研究指導</p> <p>【博士後期課程】</p> <p>(略)</p> <p>全体指導としては、研究中間発表会を実施し(2年次6月)、研究指導教員を中心とした複数の教員からフィードバックが得られる機会を設ける。</p> <p>3年次には、研究指導教員は引き続き、学生にデータ収集・分析に係る学術的・技術的支援を個別に提供する。また研究指導教員は学生に、博士論文作成及び公聴会(3年次9月)に向けた支援に加え、投稿論文作成などの研究成果の公表に関わる支援も提供する。研究指導教員は、学生が公聴会の指導・助言を受けて、3年次12月に論文の完成を目指すよう支援する。</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

1. <学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確>

学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点が不明確なことから、明確に説明すること。

- (3) ディプロマ・ポリシーに掲げる「研究結果を国内外に向けて発信できる力」を踏まえると、承認を得た博士論文の発表や公表を国内の学会や雑誌に限定する必要はないのではないかと考えるが、その趣旨を明らかにすること。

(対応)

「研究結果を国内外に向けて発信できる力」を涵養することの一環として、是正意見 1 (1) を受けて、学位論文の客観性を担保するために、学位論文の審査に入る前に、審査要件として、学生に国内外の学術集会での発表、および国内外の学術誌への投稿または受理を求めることを明記することとした。この要件に対応して、「承認を得た博士論文」についても、国内の学会や雑誌に限定することなく、「国内外」と改めて明記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (25～26 ページ)

新	旧
カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 5. 修了要件 2) 博士後期課程 <u>(3) 博士論文の審査基準</u> (略) なお、承認を得た博士論文は、機関リポジトリ以前、学位取得後の1～2年以内に <u>学位審査要件にある国内外での学会発表及び国内外の学術会誌に投稿することを課すこととする。</u>	カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 5. 修了要件 2) 博士後期課程 <u>(2) 博士論文の審査基準</u> (略) なお、承認を得た博士論文は、機関リポジトリ以前、学位取得後の1～2年以内に <u>全国組織の学会で発表し、日本看護系学会に加盟している学術会誌に投稿することを課すこととする。</u>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

2. <教員の負担への配慮>

基礎となる学部が完成年度を迎える前に大学院を設置するため、専任教員の負担が過度に増加・集中することのないよう配慮に努めること。【前期後期課程共通】

(対応)

基礎となる看護学部は、就任予定専任教員 31 名中のうち、開設年度（令和元年度）に、26 名、開設 2 年目（令和 2 年度）に 3 名の計 29 名が本学へ着任することとしており、完成年度を迎えて負担が集中しないように、先行して看護学部の各委員会業務、実習先との調整や事務業務などに取り組んでいる。

また、看護学研究科の設置にあたっては、大学院準備委員会を設置し、着任している各教員が連携して研究科設置および授業運営の準備を進めている。看護学部と看護学研究科の完成年度に向けて、教員の負担が過度とならないよう、学部のみを担当教員と研究科の研究指導を担当する教員など、それぞれの教員の業務量を鑑み、業務が偏らないように役割分担を図る。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

3. <設置計画の一層の充実>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

- (1) 教育研究の継続性を踏まえて、博士の学位を取得した 40 歳代以上の准教授や講師が教育実績や研究業績を積み上げた上で、文部科学省 AC 教員審査を経て、博士後期課程の担当教員として配置していくことを目指している。

教育実績を積み上げる具体的な方法として、科目の担当について、長い教育・研究歴を有するベテラン教員と若手教員によるオムニバス方式、あるいは共同によって科目を担当することで経験を積むよう配慮している。

また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。

- (2) 看護学研究科の完成年度以降に退職となる教員が出てくるが、上述(1)の対応をするとともに、次の方策も講じる。

①退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。

②特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (16～17ページ)

新	旧
<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>3. 博士後期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士後期課程においては、看護学発展の次世代を担う研究力・教育力を養成するために、全て博士号を有した専任教員 18 名と、兼任教員 3 名から構成されている。博士号を有し研究・教育経験が豊富な教授が科目責任者となり、若手教授あるいは准教授が教授と共に学生の教育・研究指導が行えるように配置している。</p> <p><u>また、研究業績を積み上げる具体的な方法として、教員の個人研究費のほかに、共同研究費を設け、研究の活性化を図る。</u></p> <p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士後期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、40 代 2 名 (教授 1、准教授 1)、50</p>	<p>オ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>3. 博士後期課程における教員組織</p> <p>1) 編成の考え方及び特色</p> <p>博士後期課程においては、看護学発展の次世代を担う研究力・教育力を養成するために、全て博士号を有した専任教員 17 名と、兼任教員 3 名から構成されている。博士号を有し研究・教育経験が豊富な教授が科目責任者となり、若手教授あるいは准教授が教授と共に学生の教育・研究指導が行えるように配置している。</p> <p>2) 教員の年齢構成</p> <p>博士後期課程開設時の年齢構成は下表に示すように、40 代 2 名 (教授 1、准教授 1)、50</p>

<p>代 8 名 (教授 6、准教授 2)、60 代以上 8 名 (教授) である。完成年度に定年を超える教員は 7 名であり、博士前期課程同様、特段の事情がなければ学年進行が修了するまでの間は、任用することができるため、博士後期課程の教育・研究指導に支障はない。</p> <p>なお、高齢層の教員を配置していることから、教育研究の継続性を踏まえ、高齢教員の在任期間内に後継者養成ができるように科目担当教員を配置し、研究推進を促し研究指導の資格が得られるように支援する。</p> <p><u>また、同時に退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る。</u></p> <p><u>特に必要な看護分野・領域については、65 歳以上の定年後も特任教授として雇用し、教育・研究水準の維持に努める。</u></p>	<p>代 7 名 (教授 5、准教授 2)、60 代以上 8 名 (教授) である。完成年度に定年を超える教員は 7 名であり、博士前期課程同様、特段の事情がなければ学年進行が修了するまでの間は、任用することができるため、博士後期課程の教育・研究指導に支障はない。</p> <p>なお、高齢層の教員を配置していることから、教育研究の継続性を踏まえ、高齢教員の在任期間内に後継者養成ができるように科目担当教員を配置し、研究推進を促し研究指導の資格が得られるように支援する。</p> <p><u>完成年度後に退職となる教員の後任については、必要な分野に基づき、適任者を補充し、常に教員組織の継続性に配慮する。</u></p>
--	--